

新城市公共施設照明設備LED化業務プロポーザル提案書作成要領

1 提案書等作成方法

(1) 提案書様式及び体裁

ア 提案提出書（様式10）

イ 企画提案書

① 表紙（任意様式）

- ・ 題名「新城市公共施設照明設備LED化業務プロポーザル提案書」を記載すること。
- ・ 所在地、商号または名称、代表者職氏名、電話番号等を記載すること。

② 企画提案書

- ・ A4サイズ（横）片面10枚以内（任意様式）とする。ただし、スケジュール等については、A3サイズ（横）片面も可とするが、A4サイズ（横）片面2枚相当としてカウントする。
- ・ 文字サイズは10.5ポイント以上とする。ただし、図表等についてはこの限りではない。
- ・ 写真、イラスト、図面等を用いて分かりやすい表現に努めること。
- ・ 仕様書に記載のない事項であっても、独自の判断により本業務に必要であると思われる業務がある場合及び業務を行う上で本市にメリットがあると思われる業務においては、積極的に提案すること。ただし、これに係る経費は、提出する見積額に含むものとする。
- ・ 内容については、「2 企画提案書の内容」を参照のこと。

ウ 同種業務の実績（様式6）

- ・ 参加表明書時に提出した書類と同じものを提出すること。

エ 削減効果一覧（様式11）

- ・ 全ての対象施設のLED化が完了した場合の電気使用量、従量電気料金及びCO²排出量の値を記載すること。
- ・ 様式12「新城市既設照明器具一覧及び提案照明器具記入様式」の値と整合させること。

オ 見積書（任意様式）

- ・ 見積内容を可能な限り詳細に記載すること。（税込）
- ・ 様式12「新城市既設照明器具一覧及び提案照明器具記入様式」の金額と整合させること。
- ・ 契約候補者となった場合は、現場調査のうえ改めて見積書を提出すること。

カ 新城市既設照明器具一覧及び提案照明器具記入様式（様式12）

- ・ 提案照明器具の仕様等を記載すること。
- ・ 提案照明器具は、既存照明器具の仕様に応じ選定すること。
- ・ 記載の条件において、電力量及びCO²排出量を試算すること。
- ・ 提案照明器具は、原則として既設照明器具と同位置、同台数を前提とし、台数を減ら

すことは提案時には不可とする。

(2) 提出書類一覧

次に掲げる書類のうち「①提案提出書」については、1部提出すること。

「②表紙」については、企画提案書の1ページに添付し、③～⑥については、A4縦長ファイルに綴じたものを10部（正本1部、副本9部）提出する。また、「⑦新城市既設照明器具一覧及び提案照明器具記入様式」については、A3横長ファイルの綴じたものを10部（正本1部、副本9部）提出すること。

また、それぞれの正本ファイルには、提案者の名称を記載し、電子ファイルを保存したCD-Rを1枚提出すること。

| No. | 提出書類 | 様式 | 提出部数当 |
|-----|-------------------------|------|-----------|
| ① | 提案提出書 | 様式10 | 1部 |
| ② | 表紙 | 任意様式 | ③～⑥正本に添付 |
| ③ | 企画提案書 | 任意様式 | 正本1部・副本9部 |
| ④ | 同種業務の実績 | 様式6 | |
| ⑤ | 削減効果一覧 | 様式11 | |
| ⑥ | 見積書 | 任意様式 | |
| ⑦ | 新城市既設照明器具一覧及び提案照明器具記入様式 | 様式12 | 正本1部・副本9部 |
| ⑧ | 非公開としたい情報届出書 | 様式13 | 1部 |

2 企画提案書の内容

(1) 事業者の体制

各役割の会社概要及び業務担当者等の情報を記載すること。

(2) 事業費負担

施工役割にあたる事業者について、請負区分（元請け、一次下請）、事業者名、所在地及び区分を明確にし、費用がどのように負担されるか記載すること。また、地域活性化の観点から、地元業者（弁当の調達や消耗品の調達等のソフト面）の活用について、記載することがあれば記載することとし、なくても可とする。

(3) 事業スケジュールに関する提案

別表1「新城市公共施設照明設備LED化対象施設一覧」及び様式12「新城市既設照明器具一覧及び提案照明器具記入様式」を参考に令和8年度から令和10年度までの現地調査、詳細協議、契約の締結、更新作業、及び賃貸借開始等の一連の工程内容及び工程表を記載すること。

(4) 施工計画に関する提案

ア 施工方法・作業時間

施工方法や作業期間等について配慮または工夫する点を記載すること。

イ 品質管理

施工の品質を確保するための施工管理方法、試験方法、及び基準値等について記載すること。

ウ 連絡体制

施工中に災害や事故等が発生した際の連絡体制について記載すること。

(5) 設置器具に関する提案

施設、室用途、または器具種別、その他の観点から、どのような基準で照明器具を選定するか記載すること。

また、必要に応じて器具の姿図や性能等が分かる資料を添付すること。添付する資料については、1「提案書等作成方法」に規定する様式にはよらず、枚数に含めないものとする。ただし、枚数が過剰とならないよう簡潔にまとめること。

(6) 物品保守に関する提案

ア 保証内容

保証される対象、期間及び内容並びに保証対象外となる事由等について記載すること。

イ 保守体制

不具合時の対応体制等について記載すること。

(7) 独自提案

(1)から(6)までの内容以外で、本市にとって有益性のある提案があれば記載すること。

3 その他

(1) 提案書は、本プロポーザル実施要領及び仕様書を通読し、了解した上で作成すること。

(2) 提案は、提案者につき1提案とし、複数の提案による提出は認めない。

(3) 提出期限以降の提案書の差し替え及び再提出は認めない。

(4) 提案書（副本）には、提案者を特定することができる内容の記述（提案者の名称、配置予定技術者の氏名等）をしないこと。

(5) 提案内容は、提案者が自ら実現できる範囲内において作成すること。

(6) 専門的用語の使用を避け、一般的な語句を用いて記載すること。ただし、やむを得ず記載する場合は、脚注等を記載すること。

(7) 提案内容の記載が特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利対象となっているものを使用した結果、生じた責任については、提案者が負うものとする。